

令和3年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年5月21日（金） 午前9時から午前10時00分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	入佐 哲朗
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	川崎 守
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子		
—	上穂木 紀順	—	松元 渡	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
 次長兼農地係長 下原 隆二
 振興係長 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 池畑 信幸
 主 査 下仮屋 重博
 主 幹 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

主任主事

柳井谷 晃志（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画決定について
 - ・農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地利用最適化推進委員の辞職について
- 〔報告〕
- ・農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 上野 輝男 委員 ・ 有村 隆 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第2回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年5月21日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時00分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第2回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の欠席はおりません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、新型コロナウイルス感染症に伴い推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号17番の上野委員と、18番の有村委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名いたします。これより議事に入りますが、推進委員に係る案件は退席を求めず、このまま進めていきたいと思えます。

議長 それでは、1頁、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第11号、1頁から61頁です。初めに利用権設定について2頁で説明します。

公告年月日は令和3年5月24日です。合計面積は、73万6千583.74㎡、うち更新分21万8千444㎡、内訳、田13万6千6.74㎡、畑60万577㎡です。利用権を設定する者210人、設定を受ける者98人です。始期はいずれも令和3年6月1日です。期間は1年、3年、4年、5年、6年、10年、20年です。

次の3頁から61頁は設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から5頁の13番までは設定期間が1年です。3頁、1番から4番までは全て賃借権で再設定。

次に4頁、5番から9番までは全て賃借権で再設定。

次に5頁、10番から13番までは全て賃借権で再設定。

次に6頁、14番から11頁の33番までは、設定期間が3年です。6頁、14番15番は使用貸借権で新規設定。16番は賃借権で新規設定。

次に7頁、17番は、賃借権で新規設定。17番から20番までは全て使用貸借権で新規設定。

次に8頁、21番は、使用貸借権で新規設定。22番23番は、賃借権で新規設定。

次に9頁、24番25番は、賃借権で新規設定。26番は使用貸借権で再設定。27番28番は、賃借権で再設定。

次に10頁、29番から31番までは全て賃借権で再設定。

次に11頁、32番33番は、賃借権で再設定。34番は設定期間が4年で、賃借権で再設定。

次に12頁、35番から21頁の71番までは、設定期間が5年です。12頁35番から38番までは、全て賃借権で新規設定。

次に13頁、38番から41番までは、賃借権で新規設定。42番は、使用貸借権で新規設

定。

次に 14 頁、43 番は使用貸借権で新規設定。44 番から 46 番までは、貸借権で新規設定。

次に 15 頁、47 番は、貸借権で新規設定。48 番は、使用貸借権で新規設定。49 番 50 番は、貸借権で新規設定。

次に 16 頁、51 番 52 番は、貸借権で新規設定。53 番は、貸借権で再設定。

次に 17 頁、54 番は、貸借権で再設定。55 番 56 番は、使用貸借権で再設定。

次に 18 頁、57 番は、貸借権で再設定。58 番は、使用貸借権で再設定。59 番 60 番は、貸借権で再設定。

次に 19 頁、61 番から 65 番までは全て貸借権で再設定。

次に 20 頁、66 番から 69 番までは全て貸借権で再設定。

次に 21 頁、70 番は、使用貸借権で再設定。71 番は、貸借権で再設定。

次の 72 番から 46 頁 161 番までは、設定期間が 6 年です。21 頁 72 番から 74 番までは、貸借権で新規設定。

次に 22 頁、75 番は、貸借権で新規設定。76 番は使用貸借権で新規設定。77 番、78 番は貸借権で新規設定。

次に 23 頁、79 番から 81 番までは全て貸借権で新規設定。

次に 24 頁、82 番、83 番は、貸借権で新規設定。

次に 25 頁、84 番から 87 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 26 頁、88 番から 91 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 27 頁、92 番は、貸借権で新規設定。

次に 28 頁、93 番から 96 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 29 頁、97 番から 99 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 30 頁、100 番から 103 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 31 頁、104 番から 107 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 32 頁、108 番から 112 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 33 頁、113 番から 115 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 34 頁、116 番は、貸借権で新規設定。117 番、118 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。119 番は、貸借権で新規設定。

次に 35 頁、120 番から 123 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 36 頁、124 番、125 番は、貸借権で新規設定。

次に 37 頁、126 番から 128 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 38 頁、129 番から 132 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 39 頁、133 番から 136 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 40 頁、137 番から 140 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 41 頁、141 番から 143 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 42 頁、144 番から 146 番までは、貸借権で新規設定。147 番は、貸借権で再設定。

次に 43 頁、148 番から 151 番までは、全て貸借権で再設定。

次に 44 頁、152 番から 154 番までは、貸借権で再設定。155 番、156 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に 45 頁、157 番から 160 番までは、全て貸借権で新規設定。

次に 46 頁、161 番は賃借権で再設定。次の 162 番から 60 頁 211 番までは、設定期間が 10 年です。46 頁 162 番から 164 番までは、賃借権で新規設定。

次に 47 頁、165 番から 168 番までは、全て賃借権で新規設定。

次に 48 頁、169 番から 171 番までは、全て賃借権で新規設定。

次に 49 頁、172 番は使用貸借権で新規設定。173 番、174 番は、賃借権で新規設定。

次に 50 頁、175 番から 179 番までは、全て賃借権で新規設定。

次に 51 頁、180 番 181 番は、賃借権で新規設定。182 番は、使用貸借権で新規設定。183 番は、賃借権で新規設定。

次に 52 頁、184 番から 187 番までは、全て賃借権で新規設定。

次に 53 頁、188 番は、賃借権で新規設定。189 番は、賃借権で再設定。

次に 54 頁、190 番は、賃借権で再設定。191 番は、使用貸借権で再設定。192 番は、賃借権で再設定。

次に 55 頁、193 番は、賃借権で再設定。194 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。195 番は、使用貸借権で再設定。

次に 56 頁、196 番から 199 番までは、全て賃借権で再設定。

次に 57 頁、200 番、201 番は、賃借権で再設定。

次に 58 頁、202 番から 204 番までは、賃借権で再設定。205 番は、使用貸借権で再設定。

次に 59 頁、206 番は、賃借権で再設定。207 番は、使用貸借権で再設定。208 番は、賃借権で再設定。

次に 60 頁、209 番は、賃借権で再設定。210 番は、使用貸借権で再設定。211 番は、賃借権で再設定。次の 212 番と 61 頁の 213 番は設定期間が 20 年です。60 頁 212 番は、賃借権で新規設定。

次に、61 頁、213 番は、使用貸借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から、5 頁、13 番までの 1 年もの 13 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、6 頁、14 番から、11 頁、33 番までの 3 年もの 20 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、11 頁、34 番の 4 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 12 頁、35 番から、21 頁、71 番までの 5 年もの 37 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、21 頁、72 番から、46 頁、161 番までの 6 年もの 90 件ですが、34 頁、117 番、118 番と、44 頁、155 番、156 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

34 頁、117 番、118 番と、44 頁、155 番、156 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 34 頁の 117 番と 118 番は、借人有村委員の息子さんが賃借権の新規設定を行うものです。44 頁の 155 番と 156 番は、借人有村委員が使用貸借権の再設定を行うもので、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 34 頁、117 番、118 番と、44 頁、155 番、156 番の 6 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 6 年もの 86 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46 頁、162 番から、60 頁、211 番までの 10 年もの 50 件ですが、55 頁、194 番が議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

55 頁、194 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 55 頁の 194 番は、借人有村委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 55 頁、194 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 49 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 60 頁、212 番と、61 頁、213 番の 20 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、62 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 所有権移転について、62 頁から 66 頁です。62 頁で説明します。

公告年月日は令和 3 年 5 月 24 日、合計面積は、3 万 6 千 820 m²です。うち、田 4 千 8 m²、

畑 3 万 2 千 812 m²です。所有権を移転する者 14 人、所有権の移転を受ける者 7 人です。

次の 63 頁 1 番から 66 頁の 14 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、67 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、67 頁から 74 頁です。67 頁で説明します。

公告年月日は、令和 3 年 5 月 24 日です。合計面積は、6 万 3 千 600 m²で、うち、田 1 万 7 千 711 m²、畑 4 万 5 千 889 m²です。利用権を設定する者 19 人、利用権の設定を受ける者 15 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 3 年 6 月 1 日で、設定期間は 10 年です。

68 頁をご覧ください。貸人から公社への権利区分別です。1 番から 5 番までは、全て賃借権。6 番は使用貸借権。

次に、69 頁、7 番は、使用貸借権。8 番から 11 番までは、全て賃借権。12 番は、使用貸借権。

次に、70 頁、13 番は、使用貸借権。14 番から 17 番までは、全て賃借権。

次に、71 頁、18 番、19 番は、賃借権。次の 20 番からは、公社から借人への転貸設定です。20 番から 23 番までは、全て賃借権。

次に、72 頁、24 番は、使用貸借権。25 番は、賃借権。26 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。27 番は、賃借権。28 番は、使用貸借権。

次に、73 頁、29 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明いたします。30 番から 32 番までは、賃借権。

次に、74 頁、33 番は、賃借権。34 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、68 頁、1 番から 71 頁、19 番までの 10 年もの 19 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社からの転貸設定の 71 頁、20 番から、74 頁、34 番までの 10 年もの 15 件ですが、72 頁、26 番が議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議します。

(倉田委員：退席)

72 頁、26 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 72 頁の 26 番は、借人倉田委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 倉田委員に係る 72 頁、26 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員：着席)

倉田委員に係る案件は許可と決定しました。

次に、73 頁、29 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、永山委員に係る案件を審議します。73 頁、29 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 73 頁の 29 番は、借人永山委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強

化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 永山委員に係る 73 頁、29 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、74 頁、34 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

74 頁、34 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 74 頁の 34 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る 74 頁、34 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、75 頁、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 12 号、75 頁から 79 頁です。79 頁で説明します。今回は、所有権移転 17 件です。内訳は、田 19 筆、1 万 3 千 720 m²、畑 14 筆、2 万 2 千 48 m²、計 33 筆、3 万 5 千 768 m²です。

初めに、75 頁です。1 番は、畑 494 m²の売買です。2 番は、田 975 m²の贈与です。3 番は、次の頁にかけて、田 8 千 669 m²の贈与です。

次に、76 頁、4 番は、畑 433 m²の贈与です。5 番は、畑 2 千 350 m²の贈与です。

次に、77 頁、6 番は、畑 638 m²の売買です。7 番は、畑 2 千 482 m²の売買です。8 番は、畑 2 千 206 m²の売買です。9 番は、田 1 千 395 m²の売買です。10 番は、次の頁にかけて、畑 352 m²の売買です。

次に、78 頁、11 番は、畑 2 千 485 m²の売買です。12 番は、畑 2 千 454 m²の売買です。13 番は、畑 1 千 328 m²の売買です。14 番は、田 815 m²の贈与です。

次に、79 頁、15 番から 17 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、79 頁、15 番から 17 番までを中塩屋委員に、報告をお願いします。

中塩屋 議席番号 1 番の中塩屋です。去る 5 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。まず、79 頁の 15 番ですが、16 番も関連がありますので、併せて報告いたします。市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、妻の実家が吾平町にあり、その親族から飯隈町の農地の贈与を受けるもので、取得する農地には稲を作付けするとのことでした。

次に、17 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には甘藷を作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました 17 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、80 頁、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 13 号、80 頁から 82 頁です。82 頁で説明します。今回は 4 件で、畑 33 筆、4 万 8 千 665 m²となっています。

80 頁をご覧ください。1 番は、農業用倉庫、資材置場、通路を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。2 番は、次の頁の 3 番、4 番と関連です。転用目的は牛舎を整備するもので、農地区分は 2 番と 4 番は農用地利用計画指定用途です。3 番は農地区分 1 の 3 です。これらは違反転用であった部分について、是正するための許可申請です。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しました、4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、83 頁、議案第 14 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　　議案第 14 号、83 頁から 88 頁です。88 頁で説明します。今回は、23 件で、畑 30 筆、3 万 50 m²となっています。

83 頁をご覧ください。1 番は、駐車場・通路を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

3 番は、建売住宅・通路を整備するもので、農地区分は 3 の 4 です。

4 番は、店舗兼住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、84 頁、5 番は、格納庫・ロールサイレージ置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

6 番は、牛舎・堆肥舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

7 番は、農産物販売所を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

8 番は、共同住宅用駐車場・通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

9 番は、建売住宅・通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、85 頁、10 番は、歯科技工所兼診療所・駐車場を整備するもので、農地区分は 2 の 3 です。

11 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

12 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次の 13 番は、次の頁の 14 番 15 番 16 番と関連です。13 番は、飼料置場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に、86 頁、14 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

15 番、16 番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。これらは違反転用であった部分について、是正するための許可申請です。

次の 17 番から 88 頁の 23 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、86 頁、17 番から、87 頁、19 番までを倉田委員に、87 頁、20 番から 88 頁、23 番までを泊委員に報告をお願いします。

倉田 　議席番号 8 番の倉田です。去る 5 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、86 頁の 17 番ですが、申請地は旧高尾小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自身が経営する法人のための貸製品置場、貸木材置場及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 87 頁の 18 番ですが、19 番も関連がありますので、併せて報告をします。申請地は文化会館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び水道敷地を整備する計画です。また、19 番の水道敷地については、隣接地の農地転用許可を受けた貸家でも利用する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、一般住宅の面積基準の 500 m² を超えていますが、上水道を西側道路から引き込むための水道敷地が必要なことから、理由書が添付されております。

以上、17 番から 19 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

泊 　議席番号 10 番の泊です。去る 5 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、87 頁の 20 番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、貸家及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。なお、鹿屋市花岡土地改良区が所有する隣接地を横断しなければ道路に接続できないため施工承認申請を行い、一体で利用する計画です。

次に 21 番ですが、申請地は柳浄水場の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 88 頁の 22 番ですが、申請地は横山町集落センターの西に位置し、申請地付近は、

10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に23番ですが、申請地は旧野里駅の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、20番から23番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました、86頁から88頁までの許可申請23件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、89頁、議案第15号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第15号、89頁から95頁です。89頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は6件で、畑1万7千433㎡となっています。次の90頁から95頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、89頁1番から6番までを、田中委員に報告をお願いします。

田中 　議席番号9番の田中です。去る5月12日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

89頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は90頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅6棟を建築する計画です。申請地は大始良小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は91頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅・カーポートを整備する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は92頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、申請地に貸コンテナを設置する計画です。申請地は笠之原インターチェンジの南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがなく、住宅等が連たんしている区域に近接しており、第2種農地と判断されます。申請地は第2種農地の許可基準である市街地近接農地と判断されることから、転用の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は93頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は

市内の方で、申請地に農業用機械倉庫を整備する計画です。申請地は株式会社カナザワの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 94 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を山林として活用する計画です。申請地は輝北総合支所の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申請地は第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 95 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に肥育舎 3 棟と堆肥舎を整備する計画です。申請地は平和公園の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われる、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、1 番から 6 番までの申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、96 頁、議案第 16 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第 16 号、96 頁から 97 頁です。97 頁で説明します。今回は 5 件で、田 2 筆、3 千 277 m²、畑 4 筆、1 万 4 千 159 m²、その他 2 筆、899 m²で、計 8 筆、1 万 8 千 335 m²です。

96 頁をご覧ください。1 番は、現況が山林であり、令和 3 年 3 月 24 日付けで農振除外が決定されましたので、非農地として認定するものです。

次の 2 番から 5 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、96 頁、2 番から 5 番を中塩屋委員に、報告をお願いします。

中塩屋 　議席番号 1 番の中塩屋です。去る 5 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、96 頁の 2 番ですが、申請地は、老人保健施設おさしおの南に位置し、昭和 62 年頃から住宅敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していることが判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は細山田小学校の北西に位置し、平成 7 年から畜舎敷地として利用しているとのことでした。建物の状況から 20 年以上経過していることが判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 4 番ですが、申請地は高隈小学校の南西に位置し、平成 12 年 1 月頃から山林化し

ているとのことでした。すでに周辺も山林化しており、状況からしても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に5番ですが、申請地は大隅湖の東に位置し、平成元年頃から山林化しているとのことでした。状況からしても大木等があり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告があった5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、98頁、議案第17号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 　議案第17号、98頁から99頁です。今回新たに、譲渡希望が98頁、1番から7番まで、次に、賃貸借希望が99頁、1番から3番までですので、お目通しください。以上です。

議長 　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

98頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を西ノ原委員と谷口委員に、2番から4番までを郷原委員と藏ヶ崎委員に、5番の永野田町を榎原委員に、5番の吾平町麓を福元副会長と入佐委員に、6番を畠井委員と西元委員に、7番を村山委員と本村委員にお願いします。

次に、99頁、賃貸借希望の1番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、2番を畠井委員と西元委員に、3番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に、100頁、議案第18号「農地利用最適化推進委員の辞職について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 　推進委員の清水洋平氏から、一身上の都合により、令和3年4月30日をもって、鹿屋市農地利用最適化推進委員を辞職したい旨の申し出があったところです。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、推進委員の辞職については、鹿屋市農業委員会規則第9条に基づき、会長が委員会で議決を経て許可することとなっていますので、辞職を承認してよろしいですか。なお、8月2日から新体制となり、6月より推進委員の募集を行うことから、委員の補充は行わないこととしてよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、清水委員の辞職については、承認いたします。

次に、101頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 　合意解約について、101頁から105頁です。105頁で説明します。今回は19件で、田10筆、1万4千803㎡、畑15筆、3万7千100㎡、計25筆、5万1千903㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、101頁です。1番は、借り手の都合。2番は、貸し手の都合。3番は、売買の

ため。4番5番は、借り手の変更。次に、102頁、6番は、貸し手の都合。7番8番は、借り手の変更。9番は、売買のため。

次に、103頁、10番は、借り手の変更。11番は、売買のため。12番は、借り手の都合。13番14番は、貸し手の都合。

次に、104頁、15番は、貸し手の都合。16番から18番は、売買のため。

次に、105頁、19番は、貸し手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、101頁から、105頁まで19件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第2回総会に付議された議案等の審議は全て終了いたしました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

局長 6月の調査委員を申し上げます。

6月14日、月曜日、4条・5条の調査が、牧之瀬委員、本村委員でございます。

6月14日、月曜日、農振調査が、畠井委員、持増委員でございます。

6月15日、火曜日、4条・5条の調査が、園田委員、有馬委員でございます。

6月15日、火曜日、3条調査が、村山委員、立元委員でございます。

6月の総会は、6月23日、水曜日の9時からとなります。

議長 他にありませんか。ないようですので、これをもって令和3年度第2回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)